

市役所の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減を図っていきます

宮古島市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（R6.3月改定）

温室効果ガス削減目標を達成するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地方公共団体に対し、その地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。本市においても、各部署協力の下、全庁の各事業における、温室効果ガスの排出削減の取組を行っていきます。

計画の方針

国が定めた政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である「政府実行計画」も踏まえ、宮古島市役所の事務・事業に関する①エネルギー削減、②廃棄物の減量化・再資源化、③公共工事における環境影響の低減、④その他の取組を進めていきます。

宮古島市では、毎年、電気料金、燃料費などの温室効果ガスに関わるデータを分析しており、公用車のEV化によるガソリン量の削減、市全体でのごみ排出量の削減、太陽光発電設備の設置や照明のLED化による省エネ対策などを進めていきます。

<計画期間>
令和5～10年度

<削減目標> ※H26年度比
令和10年までに41.6%削減

具体的な取組

宮古島市の取組項目	政府実行計画を踏まえて実施する具体的な取組・目標
①エネルギー削減	
1 再生可能エネルギーの積極導入	①ゼロカーボンシティ宣言にもとづき、太陽光発電等、再生可能エネルギーを可能な限り導入する。（建築物（敷地含む）の約50%以上は2030年目途）
2 施設の改善等	②高効率照明や空調への買い換えを行う。（LED100%は2030年目途） ③公共施設の緑化を推進する。 ④新規・既存を問わずZEB化を推進する（新築はZEB Oriented相当以上）
3 電気使用量の削減	-
4 燃料の使用量削減	①公用車への電気自動車の積極的な導入（電動化100%は2030年目途） ⑤再生可能エネルギーやバイオ燃料などの環境負荷の少ないエネルギーの積極的な使用を推進する。 ⑥3R+Renewableを徹底
5 重油の使用量削減	-
②廃棄物の減量化・再資源化	
1 廃棄物の減量化	⑥プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される3R+Renewableを徹底

加えて▶も
実施していきます

③公共工事における環境影響の低減

1 環境に配慮した工事の実施

④その他の取組

1 職員の環境保全に関する意識向上 2 エコアイランド宮古島推進計画の実行

